

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの期間及び同年5月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成12年5月から13年3月まで

私は、平成10年10月に前夫と離婚してA区に転居し、当時は母子家庭であったため、A区役所の窓口で、児童扶養手当の申請手続きと一緒に国民年金及び国民健康保険の諸手続きを行った。その際、担当者から、国民年金保険料の免除申請手続きは毎年度必要との説明があったため、翌年の5月に、子供の保育所の継続手続きと一緒に申立期間①の保険料の免除申請手続きを行った。また、申立期間②については、12年6月*日に夫と入籍の手続きのために同区役所を訪れた際、国民年金の担当窓口で、夫が仮釈放中であり収入の安定が見込めなかったことから、夫の在監証明書を提出して、夫の保険料の免除申請手続きと併せて、私の保険料の免除申請手続きを行った。申立期間①及び②の保険料の免除申請手続きを行っているはずであるにもかかわらず、申立期間①及び②が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「平成10年10月に前夫と離婚してA区に転居し、当時は母子家庭であったため、A区役所の窓口で児童扶養手当の申請手続きと一緒に国民年金及び国民健康保険の諸手続きを行った。その際、担当者から、国民年金保険料の免除申請手続きは毎年度必要との説明があったため、翌年の5月に、子供の保育所の継続手続きと一緒に申立期間①の保険料の免除申請手続きを行った。」と述べているところ、同区役所の回答により、平成10年10月28日に申立人の国民健康保険の加入届出が行われていること、及び申立人が所持している年金手帳により、同年10月27日にA区への住所変更手続きを行った記載が確認でき、申立人は、上記国民年金及び国民健康保険の諸手続きを遅

滞なく行っており、申立人の供述に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立期間①の直前の平成10年7月から11年3月までの期間が国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる上、申立人はA区役所から免除申請手続は毎年度必要との説明を受けたとしており、申立人が申述する申立期間①当時の生活状況を踏まえると、申立人は、申立期間①の保険料の免除申請手続を行ったと考えることが合理的である。

さらに、申立期間②については、申立人は、「私は、平成12年6月*日に夫と入籍の手続のためにA区役所を訪れた際、夫の在監証明書を提出して、国民健康保険料の減免申請手続及び申立期間②の国民年金保険料の免除申請手続を行った。」と述べているところ、同区役所の回答により、同日に申立人の夫の国民健康保険の加入届出が行われていること、及び申立人が所持している年金手帳により、氏名変更を行った記載が確認できることから、申立人が同区役所において、国民年金被保険者の氏名変更手続を行っている一方で、国民年金保険料の免除申請手続を行わなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②において、申立人は夫の在監証明書を提出して国民健康保険料の減免申請手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行ったと述べており、在監証明書という書類の特殊性を踏まえると、申立人の申述内容は申立期間②当時の強い記憶に基づくものと考えられる上、申立人の供述は、具体的かつ詳細であり、不自然さは無く、同証明書を提出し減免及び免除申請の手続を行った可能性がうかがえる。

その上、申立人は、前夫と離婚しA区に転居した平成10年10月から現在の夫と婚姻した12年6月までは母子家庭であり、申立人が所持している預金通帳によると、平成10年度及び11年度に全額支給の児童扶養手当を受給していること、10年12月及び11年1月の給与振込額が3万円に満たないこと、及び申立人の義父からの生活費の振込の記載が複数確認できることから、申立人の主張のとおり、当時の申立人の年収は100万円に満たなかったことが推認できる。

また、上記在監証明書によると、申立人の夫の収容期間の終期は平成11年4月*日とされている上、申立人は「当時は仮釈放中で保護観察処分を受けており、仕事に制限があり、収入もほとんど無く、在監証明書を提出して免除申請を行った。」と供述していることから、申立人及びその夫は、申立期間①及び②において、国民年金保険料全額免除の基準を満たしていたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月20日は64万3,000円、16年7月15日は20万3,000円、同年12月20日は50万2,000円、17年7月20日は49万2,000円、同年12月20日は19万9,000円、18年7月18日は43万4,000円、同年12月20日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月20日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月18日
⑦ 平成18年12月20日

私の夫のA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「賞与は現金手渡しで、毎年7月及び12月に支給していた。」と回答しているところ、申立人が受領した当該賞与を預金していたとするB銀行C支店から提出された普通預金元帳及び当該賞与額を記載していた申立人の妻のメモから判断すると、申立期間①から⑦までにおいて、A社から申立人に賞

与を支給されていたものと推認できる。

また、複数の元同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚は、申立期間①から⑦までにおいてA社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、D市役所から提出された、申立人の平成16年から19年までの市県民税課税台帳（15年から18年までの給与分）に記載されている社会保険料額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に相当する社会保険料額及び上記普通預金元帳等の金額から推認できる標準賞与額に相当する社会保険料額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記普通預金元帳等から推認できる賞与支給額から、申立期間①は64万3,000円、申立期間②は20万3,000円、申立期間③は50万2,000円、申立期間④は49万2,000円、申立期間⑤は19万9,000円、申立期間⑥は43万4,000円、申立期間⑦は33万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和46年4月16日にA社で資格を喪失し、同年5月1日にC社で資格を取得したことになっているが、両社はD社のグループ会社であり、申立期間もA社で勤務し、継続して厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E企業年金基金が保管している申立人に係る加入者台帳及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚の供述から判断すると、昭和46年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月29日から同年8月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間は、同社B支店から同社本社に異動したものであり、継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された申立人に係る「中脱記録照会（回答）」及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記「中脱記録照会（回答）」及び複数の元同僚の供述から判断すると、昭和55年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月31日は29万円、17年12月28日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成17年12月28日

私がA社において、平成17年7月及び同年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたはずであるにもかかわらず、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無い。納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(統括表)により、申立人が申立期間において、同社から賞与を支給されたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書から、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、B市から提出された、申立人に係る平成18年の住民税賦課資料(17年所得分)に基づく給与総支給額及び社会保険料控除額についての回答書により、当該社会保険料控除額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額から推認できる年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳並びにB市の回答書により確認及び推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年7月31日は29万円、同年12月28日は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 31 日
② 平成 17 年 12 月 28 日

私がA社において、平成17年7月及び同年12月に支給された賞与について、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与を支給されたことは認められるものの、当該賞与明細書の厚生年金保険料控除額欄は「0」となっており、当該賞与から保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の総務責任者は、「申立人について、平成17年7月の賞与は支給したが、厚生年金保険料は賞与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 28 日

私がA社において、平成17年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無い。納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月28日は53万1,000円、17年7月31日は44万円、同年12月28日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月31日
③ 平成17年12月28日

私がA社において、平成16年12月、17年7月及び同年12月に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録には当該標準賞与額の記録が無い。納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月28日は53万1,000円、17年7月31日は44万円、同年12月28日は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から53年3月まで

私には兄が二人おり、兄たちは20歳になったときに、父に国民年金の加入手続を行ってもらい、しばらくの間は国民年金保険料も納付してもらっていたと、兄たちから聞いている。私の国民年金についても、兄たちと同様に、私が20歳になったときに父が加入手続を行い、就職するまでの間、保険料を納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になったときに父が国民年金の加入手続を行い、就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかし、申立期間においては国民年金の加入手続を行った場合、国民年金被保険者となる者に国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号及び国民年金被保険者となった日が記載されていない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4631

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和57年10月から58年3月まで

私は、申立期間当時、同じ会社に勤務しており、国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の仕事は、平日に週1回の休みであり、休日に金融機関へ行った記憶は無いため、国民年金保険料は口座振替で納付していたと思う。」と申述しているが、口座振替をしていた金融機関名、口座振替開始時期等について、申立人の記憶は必ずしも明確ではなく、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳の国民年金保険料に関する記録欄に申立期間の保険料が納付された記録は無く、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付する場合、申立期間当時の保険料は年4回の納付期限に基づき、通常、3か月ごとに保険料を納付することとなっており、申立期間(21か月)の保険料を全て納付するには合計7回の口座振替が行われる必要があるところ、金融機関の収納業務及び行政側の年金記録事務において、複数回にわたり事務処理を誤ったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、私の母が区の広報を見て、大学生でも20歳になれば国民年金に加入できると知り、昭和56年*月頃にA区役所B出張所(当時)で母が私の加入手続きを行い、就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれた。また、私は、61年4月に就職したときに、既に持っていた年金手帳を会社に預けたことをはっきりと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が昭和56年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得日(昭和56年7月15日)及び被保険者資格喪失日(61年4月1日)は、平成5年10月19日に入力処理されていることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続きは同年10月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、当該加入手続きが行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母が申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される平成5年10月時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は「昭和61年4月に就職したときに、既に持っていた年金手帳を会社に預けた。」と主張しているところ、申立人が唯一所持する年金手帳には厚生年金保険記号番号及び厚生年金保険被保険者となった日「昭和61

年4月1日」が記載されているほか、国民年金手帳記号番号が記載されているものの、この国民年金手帳記号番号は、前述の平成5年10月頃に払い出されたと推認される記号番号であり、申立人が申立期間において居住していたとされるA区の住所の記載は無く、最初の住所欄にはB区の住所が記載され、国民年金の記録欄にも「B区」の押印が確認できることから、当該年金手帳は、申立人が昭和61年4月1日に厚生年金保険被保険者となった際に交付され、その後、転居したB区居住中の平成5年10月頃に国民年金被保険者となったことにより、当該年金手帳に国民年金手帳記号番号、同区の住所等が記載されたものと推認される。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和55年3月末で勤めを辞めた際、夫から国民年金の加入を勧められ、同年4月頃、A市役所で夫が私の国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付の申出を行ってくれた。加入して以降、申立期間を含む定額保険料及び付加保険料は夫が納付書により納付したはずである。私も夫も途中で、任意加入被保険者の資格喪失の申出を行った記憶は無く、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、「国民年金の任意加入被保険者の資格喪失の申出を行った記憶は無い。」と主張しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿では、昭和57年4月1日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失したことが確認でき、喪失事由欄に「申」と記されていることから、当該資格喪失処理は被保険者からの申出に基づき行われたことがうかがえる。

また、申立期間は国民年金に未加入の期間となることから、申立期間は付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができない期間である上、上記被保険者名簿の資格記録及び納付記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の夫は、「妻の保険料は、勤め先の昼休みを利用して納付した。」と述べているものの、納付場所、納付期間等に関する記憶が明確ではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付

加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで A 市にあった B 事業所に、同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで C 事業所に、それぞれ臨時職員としてフルタイム勤務したが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。給与から、厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D 県知事発行の在籍証明書により、申立人は、B 事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、B 事業所に係る事業所記号簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D 県は、「B 事業所に係る申立人の人事記録等は保存されていない。また、申立期間①当時、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所としていたか否か、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては不明。」と回答している。

さらに、B 事業所に臨時職員として勤務した元同僚は、当該事務所に勤務してから約 3 年は、厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、上記の在籍証明書により、申立人は、C事業所に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C事業所は昭和45年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記のD県は、「C事業所に係る申立人の人事記録等は保存されていない。また、申立期間②当時、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所としていたか否か、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かについては不明。」と回答している。

さらに、申立人が元同僚として氏名を挙げた二人に照会したところ、両人とも申立人のことは覚えているものの、申立人の厚生年金保険料の控除については不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 48 年 3 月から 50 年 8 月まで
③ 昭和 51 年 3 月から平成 14 年 1 月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D区に所在するA社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記元同僚は、「申立期間①当時、A社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当該元同僚が所持する昭和42年3月の当該事業所の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に昭和46年1月から50年8月まで勤務していた。」と申し立てている。

しかし、B社は昭和55年6月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在は不明であることから、申立人に係る申立期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社において、申立期間②当時在籍した元同僚に照会したところ、申立人のことを覚えている者はいるものの、申立人の勤務期間等について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和46年1月5日に資格取得し、48年3月7日に離職したと記録されており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「昭和51年3月から平成14年1月までC社に勤務していた。」と申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、E市に所在したC社という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C社の元事業主は、「C社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていなかったため、申立人の厚生年金保険の資格取得手続きは行っておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、上記元事業主は、「申立人の勤務期間は平成12年4月から14年1月頃までであったと思う。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、C社の関連会社であったF社において、12年4月1日に資格取得し、14年1月31日に離職したと記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。